

複数の者に対する行政指導個別票

| | |
|-------------------|--|
| 所管局部担当名 (電話番号) | 環境局環境管理部環境管理課(産業廃棄物規制グループ)(06-6630-3284、3289) |
| 行政指導担当名 | 同上 |
| 行政指導の名称 | 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の事前協議 |
| 関連する 他局の名称 | |
| 概要 | 新たに産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む)及び産業廃棄物処分業の許可を受けようとする場合又は産業廃棄物処理施設の設置を行おうとする場合、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例、大阪市産業廃棄物の処理施設設置等に関する指導要綱に基づき、あらかじめ大阪市長に協議が必要です。 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成5年3月1日条例第4号)第23条の7 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html) 大阪市産業廃棄物の処理施設設置等に関する指導要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199598.html) |
| 行政指導指針 | <p>産業廃棄物処理施設のうち、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔に関する条例第23条の7(第23条の14において準用する場合を含む。)に規定する対象処理施設を設置しようとする者(以下「事業計画者」という。)が対象です。</p> <p>事業計画者は、対象処理施設の設置等にあたっては、法、条例その他関係法令のほか、要綱を遵守するとともに、対象処理施設の立地及び構造等に関する基準について市長と協議しなければなりません。</p> <p>事業計画者は、事業計画承認書の交付を受けた後に対象処理施設の設置に着手する。ただし、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当する施設については、当該許可を受けた後でなければ着工できません。</p> <p>事業計画承認書の有効期間は、交付の日から1年間とする。ただし、事業計画承認書の交付を受けた者からの申出に基づき、正当な理由があると認めるときは、その有効期間を延長することができます。</p> <p>対象処理施設の軽微変更その他産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとするときは、必要書類を添付した計画書を提出しなければなりません。</p> <p>事業計画者が本要綱に違反していると認められるときは、事業計画者に指示事項を記した指示書を交付することができます。</p> |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009225.html |
| 備考 | |